

新監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和2年3月26日

新潟市監査委員	高井 昭一郎
同	伊藤 秀夫
同	風間 ルミ子
同	竹内 功

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（平成 29 年 3 月 27 日監査委員訓令第 1 号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象所属

北区役所、人事委員会事務局、秘書課、議会事務局、水道局、市民病院

(2) 対象事務

平成 31 年 4 月～令和元年 11 月末までの財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 重点調査項目

現金取扱業務において、内部統制は整備されているか、また収入原因行為から払込までの一連の業務が適切に行われているか、特定の対象課を抽出し重点的に調査を実施する。

また、支出事務において、支払遅延が生じていないか、重点的に調査を実施する。

(2) 事務事業全般

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

(3) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

(4) 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

(5) 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

(7) その他

各班で監査対象課別に固有リスクを識別・評価し、発生頻度・影響度が大きい項目を重要リスクとして捉え、そこから着眼点を導出する。

5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区執務室等

(2) 実施日程

令和元年12月12日～令和2年3月26日

7 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 時効が完成した水道料金の未収金について、債権を消滅させないまま不納欠損処分を行い、その後は簿外で管理していたもの

(水道局総務部営業課)

新潟市水道局では、水道料金の未収金のうち、督促や催告後も納付されずに時効が完成したものについて、新潟市水道事業会計規程第29条第1項の規定により、地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止を行なった債権を消滅させないまま、不納欠損処分を行い、その後は簿外で管理していた。

従来、水道料金の債権は、公債権として位置づけられており、時効完成後は債権が消滅していたが、平成15年10月10日最高裁決定により民法に基づく私債権であることが確定し、債権を消滅させるには時効の援用や債権放棄が必要となり、この決定後の平成16年度から、水道局では私債権として取り扱っていた。債権放棄については、本市ではそれまで統一的なルールが整備されていなかったが、債権管理事務の適正化、効率化をねらいとした新潟市債権管理条例が平成26年4月1日に施行され、債権放棄についても規定が制定された。

しかし、同条例制定後においても水道局は債権放棄の手続きを経ずに、不納欠損処分を行っており、その結果、簿外で管理している未収債権の件数は年々増え続け、令和2年2月末日現在の件数は25,735件、金額は103,007,219円となっている。

不納欠損とは、昭和27年6月12日行政実例において「既に調定された歳入が徴収しえ

なくなったことを表示する決算上の取扱であるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」とされている。これに従えば、債権が消滅して、初めて不納欠損処分が可能になるといえる。また、徴収し得なくなったと判断するためには、債権を放棄しなければならないものと解される。

また、長期に渡り簿外で管理している未収債権は、その債務者が行方不明である場合や死亡して相続人がいない場合など、回収できる可能性が著しく低いものが大半を占めており、このような年々増え続ける未収債権を永久に簿外で管理し続ける現在の管理方法は、その管理コストを考えれば合理的とはいえない。

今後は、このような未収債権に関しては、債権放棄等の手続きを行い、債権を消滅させたうえで不納欠損処分を行うべきである。また、現在簿外で管理している未収債権については、制度所管課と協議のうえで対応を検討するとともに、今後は条例に基づき未収債権を適正に管理するよう求めるものである。

【合規性】

○新潟市債権管理条例

(市長等の責務)

第4条 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、法令等及び規則等の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

(債権の放棄)

第10条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びその債務の履行の遅滞に係る延滞金、遅延損害金その他の徴収金を放棄することができる。ただし、当該非強制徴収債権について、債務者と共に債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、それらの者が次の各号のいずれにも該当しないときは、放棄することができない。

- (1) 強制執行等又は債権の申出等（自治令第171条の4に規定する措置をいう。）の措置をとったにもかかわらず、なお完全に債務が履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 第7条第4項の徴収停止を行った場合において、当該徴収停止後相当の期間を経過してもなお自治令第171条の5各号のいずれかに該当し、債務を履行させることが困難又は不相当と認められるとき。
- (3) 債務者が生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、かつ、相当の期間を経ても債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。
- (5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行した場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(6) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を確認できないとき。

○行政実例

不納欠損の意義とこれを行ないうる場合

(昭和 27. 6. 12 地自行発第 161 号 三原市監査委員宛 行政課長回答)

問 欠損処分についてその定義とこれを行いうる根拠法規

答 不納欠損は、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱であるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。

イ 時効が完成した診療費の未収金について、債権を消滅させないまま不納欠損処分を行い、その後は簿外で管理していたもの

(市民病院事務局医事課)

市民病院では、過年度診療費の未収金のうち、督促や催告後も納付されずに時効が完成したものについて、新潟市民病院財務規程第 45 条第 1 項第 2 号の規定により、患者等債務者が時効を援用する意思があるものとみなし、債権を消滅させないまま不納欠損処分を行い、その後は簿外で管理していた。

従来、公立病院の診療費等の債権は、公債権として位置づけられており、時効完成後は債権が消滅していたが、平成 17 年 11 月 21 日最高裁判決により民法に基づく私債権であることが確定し、債権を消滅させるには時効の援用や債権放棄が必要となり、この判決後の平成 19 年度から、市民病院では私債権として取り扱っていた。債権放棄については、本市ではそれまで統一的なルールが整備されていなかったが、債権管理事務の適正化、効率化をねらいとした新潟市債権管理条例が平成 26 年 4 月 1 日に施行され、債権放棄についても規定が制定された。

しかし、同条例制定後においても市民病院は債権放棄の手続きを経ずに、不納欠損処分を行っており、その結果、簿外で管理している未収債権の件数は年々増え続け、令和 2 年 2 月末日現在の件数は 7,129 件、金額は 177,565,821 円となっている。

不納欠損とは、昭和 27 年 6 月 12 日行政実例において「既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱であるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」とされている。これに従えば、債権が消滅して、初めて不納欠損処分が可能になるといえる。また、徴収し得なくなったと判断するためには、債権を放棄しなければならないものと解される。

また、長期に渡り簿外で管理している未収債権は、その債務者が行方不明である場合や死亡して相続人がいない場合など、回収できる可能性が著しく低いものが大半を占めており、このような年々増え続ける未収債権を永久に簿外で管理し続ける現在の管理方法は、その管理コストを考えれば合理的とはいえない。

今後は、このような未収債権に関しては、債権放棄等の手続きを行い、債権を消滅させ

たうえで不納欠損処分を行うべきである。また、現在簿外で管理している未収債権については、制度所管課と協議のうえで対応を検討するとともに、今後は条例に基づき未収債権を適正に管理するよう求めるものである。

【合規性】

○新潟市債権管理条例

(市長等の責務)

第4条 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、法令等及び規則等の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

(債権の放棄)

第10条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びその債務の履行の遅滞に係る延滞金、遅延損害金その他の徴収金を放棄することができる。ただし、当該非強制徴収債権について、債務者と共に債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、それらの者が次の各号のいずれにも該当しないときは、放棄することができない。

- (1) 強制執行等又は債権の申出等（自治令第171条の4に規定する措置をいう。）の措置をとったにもかかわらず、なお完全に債務が履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 第7条第4項の徴収停止を行った場合において、当該徴収停止後相当の期間を経過してもなお自治令第171条の5各号のいずれかに該当し、債務を履行させることが困難又は不相当と認められるとき。
- (3) 債務者が生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、かつ、相当の期間を経ても債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。
- (5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行した場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (6) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を確認できないとき。

○行政事例

不納欠損の意義とこれを行ないうる場合

(昭和27. 6. 12 地自行発第161号 三原市監査委員宛 行政課長回答)

問 欠損処分についてその定義とこれを行いうる根拠法規

答 不納欠損は、既に調定された歳入が徴収しえなくなつたことを表示する決算上の取扱であるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。

(2) 軽微事項

監査にあたってみられた、軽微な事務処理誤り等（総件数 32 件）について、主な類型別の件数及び事例は以下のとおりである。

ア 収入事務に関すること（1 件）

- ・督促状の未発送

イ 現金取扱事務に関すること（6 件）

- ・現金や金庫の鍵における不適切な管理

ウ 支出事務に関すること（8 件）

- ・週休日振替に伴う時間外勤務手当支給誤り
- ・県内日帰り出張旅費の支給誤り

エ 契約事務に関すること（11 件）

- ・契約書条文の漏れ、誤り
- ・予定価格の設定誤り

オ 財産管理事務に関すること（6 件）

- ・使用料等の算定誤り
- ・使用料の事務手続き遅延